

軌道基本設計者選定プロポーザル
実施説明書

宇都宮市建設部 L R T 整備課
令和5年4月

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、L R T整備に必要な軌道施設・道路・高架の構造や配置等の基本的事項について、設計するものである。

(2) 履行期間

契約日 ～ 令和6年3月8日

(3) 予算上限額

484,539,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すため、参考として示すためのものである。

※この金額を越えて見積書が提出された場合は『失格』とし、提出書類等の評価は行わない。

(4) 設計条件

参加申請書類を提出し、審査参加要請対象者に選定された者には、審査書類等作成のため、以下の資料を貸与する。

① 資料

- 1) 軌道基本設計業務委託特記仕様書
- 2) 軌道基本設計者選定プロポーザル 基本設計条件の概要

② 資料の取り扱いについて

上記①の資料は、審査書類及び見積書の提出に合わせて返却すること。また、必要に応じて資料を複写したときは、それらを含めて返却すること。

なお、資料は「秘密保持誓約書」に基づき取り扱うこととする。

2 実績報告書の作成及び記載上の留意事項

(1) 実績報告書の作成方法

実績報告書の様式は別添（様式7）に示されるとおりである。

各様式の大きさは、A4判に限定するが、文字や枠などの大きさ・書体は、A4判の中に収まる範囲（用紙外側から1cm以上の空白を確保すること。）で調整してよい。また、各様式中の※印の注意項目は、消去してよい。

(2) 記入要領および注意事項

代表者の軌道施設に係る設計業務実績のうち、主たる1業務について、その設計内容をA4判1枚以内に簡潔に記述する。

この際に提出者を特定することができる法人名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。

記載した業務については、契約書の写しを提出すること。

(3) 実績報告書の無効

この説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない実績報告書は無効とする。

3 業務実施方針書の作成及び記載上の留意事項

(1) 業務実施方針書の作成方法

業務実施方針書の様式は別添（様式8）に示されるとおりである。

各様式の大きさは、A4判に限定するが、文字や枠などの大きさ・書体は、A4判の中に収まる範囲（用紙外側から1cm以上の空白を確保すること。）で調整してよい。また、各様式中の※印の注意項目は、消去してよい。

(2) 記入要領および注意事項

業務フロー、実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等をA4判1枚以内に簡潔に記述する。

この際に提出者を特定することができる法人名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。

(3) 業務実施方針書の無効

この説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない業務実施方針書は無効とする。

4 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成上の基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部（図面等）の作成を求めるものではない。

具体的な設計業務は、契約後に技術提案書等に記載された取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとなる。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添（様式9～12、A4判）に示されるとおりである。

各様式の大きさは、A4判に限定するが、文字や枠などの大きさ・書体は、A4判の中に収まる範囲（用紙外側から1cm以上の空白を確保すること。）で調整してよい。また、各様式中の※印の注意項目は、消去してよい。

(3) 記入要領および注意事項

① 業務全般及び、特定課題に対する技術提案（様式9～12）

特定課題は次に定めるものとする。

<特定課題>

- 1) JR宇都宮駅西側の営業開始後において、本市のまちづくり関連施策を踏まえ、宇都宮を代表するイベントとの共存など、駅西側特有の課題・問題等に配慮した設計についての考え方を求める。
- 2) 工事施工において、考慮すべき事項である工期、施工方法、環境負荷低減、周辺交通や近接構造物への影響を配慮した設計についての考え方を求める。
- 3) 総合的なコストに関する事項（維持管理費、更新費も含めたライフサイクルコスト及び用地、補償費等）についての考え方を求める。

② 技術提案書作成に関して特に配慮する事項について

記載にあたっては次の事項に留意すること。

- 1) 業務全般及び、特定課題に対する提案は、1提案につきA4判1枚以内にまとめること。
 - 2) 提出者を特定することができる法人名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。
- (4) 技術提案書の無効
この説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない技術提案書は無効とする。

5 特定するための評価基準及び配点

評価項目、評価基準及び配点は、次のとおりである。

評価項目		評価方法	ポイント	配分	配点	評価の観点
業務体制	配置予定(業務主任)技術者	①	5	×1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対し万全の体制で業務に取り組もうとしているか。 ・適切な資格職（技術士、RCCM※）が配置されているか。 ・工期に対し、業務遂行可能な体制となっているか。 ※シビルコンサルティングマネージャー（民間資格）
	配置予定(照査)技術者	①	5	×1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対し万全の体制で業務に取り組もうとしているか。 ・適切な資格職（技術士、RCCM※）が配置されているか。 ・工期に対し、業務遂行可能な体制となっているか。 ※シビルコンサルティングマネージャー（民間資格）
業務実績	業務実績	②	5	×2	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。 ・技術力や独自性の高い業務実績があるか。
実施方針	実施方針	③	5	×3	15	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的や業務内容を的確に理解しているか。 ・社会環境の変化や関連計画との連携など総合的な視点でとらえているか。 ・実施手法、検討フローに妥当性があるか。
技術提案	全般	④	5	×5	25	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を達成する視点から理論的に構成された提案がなされているか。 ・実現性の高い独自の提案が見られるか。 ・創意工夫が見られるか。
	特定課題① JR宇都宮駅西側 営業開始後への配慮	⑤	5	×2	10	<ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅西側の営業開始後において、本市のまちづくり関連施策を踏まえ、宇都宮を代表するイベントとの共存など、駅西側特有の課題・問題等に配慮した設計の提案がなされているか。 ・実現性の高い独自の考え方が見られるか。
	特定課題② 工事施工への配慮	⑤	5	×2	10	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工において、考慮すべき事項である工期、施工方法、環境負荷低減、周辺交通や近接構造物への影響を配慮した設計の提案がなされているか。 ・実現性の高い独自の考え方が見られるか。
	特定課題③ コストへの配慮	⑤	5	×2	10	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費、更新費も含めたライフサイクルコストについて提案がなされているか。 ・用地、補償費等を考慮する提案がなされているか。 ・実現性の高い独自の考え方が見られるか。
	ヒアリング	⑥	5	×2	10	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への強い意欲が見られるか。 ・提案内容をわかりやすく説明しているか。 ・知識、経験に裏付けられた説得力があるか。 ・質問に対する応答が明快かつ迅速であるか。
合計（100点満点）						

6 審査書類の提出方法、提出先、提出期限

(1) 提出方法

以下の審査書類を持参又は郵送（一般書留・簡易書留郵便に限り認め、提出期限までに必着すること。）で提出すること。

提出にあたっては、クリップ留めとする。（製本、ホチキス留め等を行わないこと。）これ以外での提出は無効とする。

・審査書類（実績報告書、業務実施方針書、技術提案書等） 25部

・審査書類の電子データ（CD-R又はDVD-R） 1部

※Microsoft Word, Excel, PowerPoint で作成した電子データを提出すること。

・見積書（消費税抜き） 1部

※様式は任意とする。

(2) 提出先

宇都宮市役所建設部LR T整備課（庁舎9階）

住所：〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028（632）5251

(3) 提出期限

令和5年5月24日（水） 正午まで

(4) その他

要求した内容以外の書類等については受理しない。

7 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施場所

宇都宮市役所庁舎内（室は別途指定する。）

② 実施日時

令和5年6月2日（金） 予定（開始時間は別途指定する。）

③ 実施内容

設計者選定委員会において、既に提出した審査書類の内容について、参加対象者が口頭で説明した後、同委員の質疑に回答する。

④ 実施時間

説明：約20分間程度

質疑：約10分間程度

⑤ 出席者

設計共同体の代表者から、当該業務に予定する業務主任技術者、照査技術者、機器設置等の補助者1名で計3名とし、業務主任技術者がプレゼンテーションを行うものとする。

なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(2) プレゼンテーションにおいては、提出した審査書類の説明を基本とするが、パワーポイントを使用したプレゼンテーションは可能とする。

なお、プレゼンテーション会場には、本市でモニターとHDMIコードのみ用意する。

- (3) プレゼンテーションに際して、パソコン等の持込機材には特に制限はないが、提出した審査書類の内容のみとし、各社で用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。
- (4) パソコン等の準備は、ヒアリング間の調整時間である、5分以内に行うこと。
- (5) ヒアリングに出席しない場合は受託意思がないものとみなし、原則として特定しない。ただし、交通機関の事故等の理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただしA4判とする。）にて提出すること。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 非特定者に対しては、特定されなかった旨について、書面（非特定通知書）をもって、宇都宮市長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土、日曜日を除く。）以内に書面（書式自由、ただしA4判とする。）により、宇都宮市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明をもとめることができる最終日の翌日から起算して5日（土、日曜日を除く。）以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所、受付時間及び受付方法は次のとおりである。
 - ① 受付場所
宇都宮市建設部LRT整備課（庁舎9階）
住 所：〒320-8540
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL：028（632）5251
 - ② 受付時間
午前9時00分より午後4時00分まで。
 - ③ 受付方法
文書（書式自由、ただしA4判とする。）により持参又は郵送（一般書留・簡易書留郵便に限り認め、提出期限までに必着すること。）で提出すること。
なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 本手続及び本業務において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本業務を受注した建設コンサルタント（再委託先の建設コンサルタントを含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業又は建設業者は、本業務に係る工事入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- (3) 提出期限までに参加申請書類を提出しない者及び、審査書類等の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、審査書類等を提出できない。

- (4) 提出書類の作成，提出及びヒアリングに関する費用は，提出者の負担とする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には，参加資格を無効とするとともに，虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類等に記載された内容については，原則として提出後の内容変更を認めない。また，配置予定技術者は，原則として変更できない。
- (7) 提出書類の取扱いについて
 - ① 提出書類は，発注者の了解なく公表，使用してはならない。
 - ② 提出書類は，返却しないものとする。
 - ③ 提出書類は，特定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。
 - ④ 提出書類は，宇都宮市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として同条例に基づく手続きを行うものとする。

なお，事業を営むうえで，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第3号の規程により非開示となるため，提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式13により提出すること。

開示・非開示の判断は様式13に基づき行うものではなく，様式13を参考に，同条例に基づき市が客観的に判断する。

【情報公開請求の手続き】

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/johokokai/gyoseikokai/1010411.html>

宇都宮市情報公開条例については，「宇都宮市例規類集」から閲覧可能。

10 実施説明書の内容についての質問の受付および回答

質問は(1)～(3)に従い，質問書（様式14）により持参，郵送（一般書留・簡易書留郵便に限り認め，提出期限までに必着すること。），FAX，E-mailのいずれの方法でも可能とする。

なお，文書には回答を受ける担当窓口の部署，氏名，電話及びFAX番号を併記するものとする。

(1) 質問の受付担当課

宇都宮市建設部LRT整備課（庁舎9階）

住 所：〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028（632）5251

FAX：028（639）0614

E-mail：u50000800@city.utsunomiya.tochigi.jp

(2) 質問の受付期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月10日（水）正午まで

(3) 回答

令和5年5月15日（月）正午までに，審査書類の提出要請者のみにE-mailにて回答する。

11. プロポーザル実施スケジュール

